

# 資料編

# 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の所有者が、木造住宅耐震診断事業による補助を受けて行う耐震診断の委託を受けようとする建築士事務所（以下「木造住宅耐震診断事務所」という。）の登録について必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 耐震診断とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断技術者とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士で、愛媛県木造住宅耐震診断講習会の受講し、受講修了書の交付を受けた者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断事業とは、昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅の所有者が行う耐震診断について、市町が住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成17年4月1日国土交通省住指第3249-2号）第4第1号イにより、国の補助を受けて補助を行う事業をいう。
- (4) 建築士事務所とは、建築士法第23条の3第1項の規定により愛媛県知事の登録を受けた建築士事務所をいう。

## (講習会・耐震診断技術者)

第3条 知事は、建築士法第2条第1項に規定する建築士を対象に、愛媛県における木造住宅耐震診断の普及のため、木造住宅耐震診断講習会を開催するものとする。

- 2 講習会の受講申込は、愛媛県木造住宅耐震診断講習会受講申込書（様式第1号）を知事に1部提出するものとする。
- 3 知事は、講習会を受講し、修了した建築士に愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証（様式第2号。以下「修了証」という。）を交付する。
- 4 修了証の有効期限は、平成28年3月31日までとする。

## (木造住宅耐震診断事務所の登録)

第4条 次に該当する建築士事務所の開設者は、木造住宅耐震診断事務所の登録を受けることができる。

- (1) 所属建築士のうち1名以上「修了証」を有する者がいること。
- 2 耐震診断事務所の登録申請は、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録申請書（様式第3号）を知事に対し1部提出するものとする。

- 3 知事は、審査の結果適当と認められる場合は、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿（様式第4号）に登載し、当該申請者に愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録通知書（様式第5号、以下「登録通知書」という。）により通知しなければならない。
- 4 知事は、前項の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録名簿の写しを地方局及び市町に送付するものとする。
- 5 第3項の通知を受けた愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた者（以下「木造住宅耐震診断事務所の開設者」という。）は、第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録事項変更届（様式第6号。以下「登録事項変更届」という。）により知事に届け出るものとする。
- 6 木造住宅耐震診断事務所の開設者は、建築士事務所が第1項に該当しなくなった場合は、木造住宅耐震診断事務所廃止届（様式第7号、以下「廃止届」という。）により知事に届け出なければならない。

（木造住宅耐震診断事務所の耐震診断）

第5条 木造住宅耐震診断事務所の開設者は、木造住宅耐震診断事業による耐震診断を耐震診断技術者に行わせなければならない。

（木造住宅耐震診断事務所の任務）

第6条 木造住宅耐震診断事務所の開設者は、木造住宅耐震診断事業による耐震診断を実施した場合は、その結果を事業主体である市町に報告するものとする。

（木造耐震診断事務所の開設者及び耐震診断技術者の責務）

第7条 木造住宅耐震診断事務所は、木造住宅耐震診断事務所の名称を使って、耐震診断業務以外の業務を行ってはならない。

- 2 木造住宅耐震診断事務所の開設者及び耐震診断技術者は、耐震診断を行う際に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- 3 耐震診断技術者は、耐震診断技術者であることを自覚し、謙虚に誠意を持って対応し、業務全般を履行するものとする。
- 4 耐震診断技術者は、耐震診断を行う際には、常に「修了証」を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

（木造住宅耐震診断事務所登録の取消し）

第8条 知事は、木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた者が次のいずれかに該当した場合は、第4条第3項の規定に基づく登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第1項の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 耐震診断を受託した後、業務の不履行、または実施期間の著しい遅延、もしくは現地調査や相談業務等における不都合等を生じさせたとき。

- (3) その他、第5条から第7条に規定する事項に反し、知事が不相当と認めたとき。
- 2 前項の規定により資格を取り消された者は、速やかに登録通知書を知事に返納するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震診断事務所に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月14日から施行する。

- 2 改正前の愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱(以下「旧要綱」という。)第3条第3項の規定により交付されている有効期限が平成21年3月31日までとしている修了証については、旧要綱の規定にかかわらず、修了証の有効期限を平成28年3月31日までと読み替える。

様式第 1 号

愛媛県木造住宅耐震診断講習会受講申込書			
			平成 年 月 日
愛媛県知事 様			
申込者 住 所 〒 氏 名 電話番号 ( ) -			
印			
愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき申し込みます。 この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。			
生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日	性 別	男 女
建 築 士 免 許	建 築 士 種 別	一級 二級 木造	
	登録年月日・番号	昭和・平成 年 月 日 号 大臣登録・知事登録 第 号	
所 属 建 築 士 事 務 所	名 称	写 真	
	登録年月日・番号	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;">                     (写真貼付欄)                       縦 3.0cm                       横 2.4cm                 </div>	
	開設者氏名		
	所 在 地		
	電話・FAX 番号		
TEL ( ) - FAX ( ) -			
受 付	受講年月日	平成 年 月 日	
	受講番号	第 号	

(注意)

1. 添付書類等

建築士免許証の写し、建築士事務所登録通知書の写し及び 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真を右欄にのり付けし、もう 1 枚を提出すること。なお、写真裏面には必ず氏名を記すこと。

2. 該当する 欄にレを付け空欄等には必要事項を記入すること。

3. 欄は記入しないでください。

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)

様式第 2 号

( 表面 )  
( 縦 60mmx 横 80mm )

愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証	
( 写真貼付欄 )  縦 3.0cm  横 2.4cm	氏 名
	生年月日
	所属建築士事務所名
	登録番号 第 _____ 号
	登録年月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
	有効期限 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
愛媛県知事 _____ 印	
<p>( 注 ) 木造住宅の耐震診断以外の業務に、 この修了証を使用してはならない。</p>	

( 裏面 )

<p>本証は、木造住宅の耐震診断の適正な執行を図ることを目的に、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱に基づき交付したものである。</p> <p>( 注意事項 ) 住所等に変更が生じたときは、届け出てください。</p> <p>本人住所 _____ 電話番号 _____</p> <p>本証を拾得した方は、上記にご連絡ください。</p>
--

様式第3号

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録申請書

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者  
住 所  
〒  
氏 名 印  
電話番号 ( ) -

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第4条第2項の規定に基づき申請します。  
この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。

建築士事務所	名 称			
	種 別	一級建築士事務所	二級建築士事務所	木造建築士事務所
	登録年月日・番号	平成 年 月 日 第 号		
	所 在 地	〒 -		
	開設者氏名			
	電話・FAX番号	TEL ( ) -	FAX ( ) -	
耐震診断技術者	氏 名	登録番号	住 所	電話番号
		第 号		( ) -
		第 号		( ) -
		第 号		( ) -
		第 号		( ) -
		第 号		( ) -
受 付	審査年月日	平成 年 月 日		
	番 号	第 号		
	通知年月日	平成 年 月 日		

(注意)

1. 添付書類等

- ・ 建築士事務所登録通知書の写し
- ・ 耐震診断講習会受講修了証の表・裏面の写し

2. 該当するものに を付け空欄等には必要事項を記入すること。

(用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)





様式第 6 号

愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録事項変更届

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者  
住 所  
〒  
氏 名 印  
電話番号 ( ) -  
登録番号 第 号

次のとおり、登録事項に変更がありましたので、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第 4 条第 6 項の規定に基づき届け出ます。

この変更届の記載事項は、事実と相違ありません。

項 目		変 更 前		変 更 後	
建 築 士 事 務 所	事務所名	事務所名称		事務所名称	
	開設者名	開設者氏名		開設者氏名	
	住 所 連絡先	住所 〒 -  TEL ( ) - FAX ( ) -		住所 〒 -  TEL ( ) - FAX ( ) -	
耐震診断技術者		氏 名	登録番号	氏 名	登録番号
受 付	備 考				

(注意)

添付書類等

- ・ 建築士事務所登録事項変更届の写し
- ・ 新たに加わる耐震診断技術者の耐震診断講習会受講修了証又は変更登録後の耐震診断講習会受講修了証の表・裏面の写し。

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。)

様式第7号

愛媛県木造住宅耐震診断事務所廃止届

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者  
住 所  
フリガナ  
氏 名 印  
電話番号 ( ) -  
登録番号 第 号

次のとおり、廃止したいので、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱第4条第7項の規定に基づき届け出ます。

この廃止届の記載事項は、事実と相違ありません。

廃止の理由	建築士事務所廃業  全ての耐震診断技術者が退職  その他（詳細を記入のこと）  〔 〕
受 付	備 考

（注意）

1. 添付書類等

- ・ 木造住宅耐震診断事務所認定通知書（原本）

（用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。）